

「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」の一部改正について

1. 改正の経緯

- 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針(平成27年厚生労働省告示第260号。以下「指針」という。)は、平成27年4月に公布、平成28年3月に対象疾患にジカウイルス感染症を追加する一部改正を行ったところ。指針において、現時点では Dengue 熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱が重点的に対策を講じる必要がある蚊媒介感染症と位置づけられている。また、指針は少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを改正することとされている。
- 指針に基づく具体的な対応については、国立感染症研究所が「Dengue 熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」、「Dengue 熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策〈緊急時の対応マニュアル〉」、「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」を策定し、それに基づく対応を自治体や医療機関に依頼している。
- 蚊媒介感染症に関する対応については、指針を大きく改正する必要があるような問題は発生していないと考えられるため、蚊媒介性感染症に関する小委員会での議論は行わず、事務局が専門家や関係者等の意見を聞き改正案をとりまとめた。

2. 主な改正案の内容(詳細は参考資料を参照)

- ① **ネッタイシマカへの共通の対策も必要に応じて講じる旨追記**
Dengue 熱やジカウイルス感染症の媒介蚊として知られ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカについて、必要に応じて対策を講じることを追加する。
- ② **蚊媒介感染症のリスクが高い地点の要件を追記**
蚊媒介感染症が発生するリスクが高く、注意が必要とされる地域をより明確化し、
 - ・ 当該地域に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多い
 - ・ 海外からの渡航者が多く訪れる
 - ・ 蚊の生息に適した場所が存在する大規模公園などとの記載を追加する。
- ③ **平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備、蚊の駆除の委託に係る対策を追記**
蚊媒介感染症対策の実施に当たっては、
 - ・ 平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備を考慮すること
 - ・ 事業者へ委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、連携に努めることが必要であることを追加する。